

議案第四十号

災害に際し応急措置の業務等に従事した者に係る損害補償に関する条例の一部を改正する条例

右の議案を提出します。

令和七年六月二十四日

提出者 中央区長 山 本 泰 人

災害に際し応急措置の業務等に従事した者に係る損害補償に関する条例の一部を改正する条例

第十五号)の一部を次のように改正する。

第六条第二項中「九千五百円」を「九千七百円」に、「一万四千二百円」を「一万四千五百円」に改め、同条第三項中「及び第三号から第六号までのいずれか」を削り、「二百十七円」を「百円」に、「三百三十三円」を「三百八十三円」を、第三号から第六号までのいずれかに該当する扶養親族については一人につき二百十七円」に改め、同条第四項中「(以下「特定期間」という。)」を削り、「特定期間に」を「当該期間に」に改める。

第十条の二第二項第二号中「八万二千二百九十円」を「八万五千四百九十円」に改め、同項第四号中「四万六百元」を「四万二千七百元」に改める。

附 則

1 この条例は、公布の日から施行する。

2 この条例による改正後の災害に際し応急措置の業務等に従事した者に係る損害補償に関する条例（以下「新条例」という。）第六条第二項の規定は、令和七年四月一日（以下「適用日」という。）以後に支給すべき事由の生じた災害に際し応急措置の業務等に従事した者に係る損害補償に関する条例第六条第一項に規定する損害補償（以下「損害補償」という。）並びに適用日前に支給すべき事由の生じた適用日以後の期間に係る傷病補償年金、障害補償年金及び遺族補償年金（以下「傷病補償年金等」という。）について適用し、適用日前に支給すべき事由の生じた損害補償（傷病補償年金等を除く。）及び適用日前に支給すべき事由の生じた適用日前の期間に係る傷病補償年金等については、なお、従前の例による。

3 新条例第六条第三項（第二号に該当する扶養親族の加算額（補償基礎額に加算する額をいう。以下同じ。）に係る部分を除く。）の規定は、この条例の施行の日（以下「施行日」という。）以後に支給すべき事由の生じた損害補償及び施行日前に支給すべき事由の生じた傷病補償年金等で施行日以後の期間について支給すべきものについて適用し、施行日前に支給すべき事由の生じたその他の損害補償については、なお、従前の例による。

4 新条例第六条第三項（第二号に該当する扶養親族の加算額に係る部分に限る。）の規定は、適用日以後に支給すべき事由の生じた損害補償及び適用日前に支給すべき事由の生じた傷病補償年金等で適用日以後の期間について支給すべきものについて適用し、適用日前に支給すべき事由の生じたその他の損害補償については、なお、従前の例による。

5 新条例第十条の二第二項の規定は、適用日以後に支給すべき事由の生じた介護補償について適用し、適用日前に支給すべき事由の生じた介護補償については、なお、従前の例による。

6 適用日から施行日の前日までの間において、この条例による改正前の災害に際し応急措置の業務等に

従事した者に係る損害補償に関する条例（以下「旧条例」という。）第六条第二項の規定に基づく傷病補償年金等（適用日から施行日の前日までの間に係る部分に限る。）及び同項の規定に基づく損害補償（傷病補償年金等を除き、適用日から施行日の前日までの間に支給すべき事由の生じたものに限る。）並びに同条第三項（第二号に該当する扶養親族の加算額に係る部分に限る。）の規定に基づく傷病補償年金等（適用日から施行日の前日までの間に係る部分に限る。）及び同項の規定に基づく損害補償（傷病補償年金等を除き、適用日から施行日の前日までの間に支給すべき事由の生じたものに限る。）並びに旧条例第十条の二第二項の規定に基づく介護補償（適用日から施行日の前日までの間に支給すべき事由の生じたものに限る。）として支払われた金額は、これらに相当する新条例の規定に基づく損害補償の内払とみなす。

（説明）

非常勤消防団員等に係る損害補償の基準を定める政令の一部を改正する政令（令和七年政令第三十七号）等の施行に伴い、補償基礎額及びその加算額並びに介護補償の額の改定をするため、この条例案を提出します。